

共生教育におけるアダプテッド・ダンスの役割

大橋 さつき

1. はじめに

「障害のある人が、地域社会や文化のノーマルな生活環境や状況を、その人に適した形で得られるように権利を行使する」というノーマライゼーションの考え方は、欧米を中心に発展し、近年わが国においても、教育福祉分野を中心に普及し、障害の問題に限らず高齢者や少数者などの問題も含めて、社会のあるべき理念として捉えられるようになった。最近では、このような変革に掲げられたすべての人にとって暮らしやすい社会を、インクルージョンの実現した社会 (Inclusive Society) と表現する。一部の人々を排除するのではなく、どのような人とも共に生きる社会をめざすために、互いの個性を認め、「共に生きる力」を育む共生教育、インクルーシヴ教育 (Inclusive Education) の充実が求められている。

一方、心と体のつながりを感じながら、創造的自己表現を目指してきた「表現運動・ダンス」の教育領域においては、元来、個性の尊重やコミュニケーションの重要性について論じられてきた。また、原初から舞踊に備わっていると考えられてきた「癒し」の力に関しても、共感的理解が強く求められている現代において、さらにその力に着目した取り組みが発展し広がりを見せている。そして、近年、障害のある子ども達を対象にしたダンス教育の実践や精神病院などにおけるダンスを用いた治療的活動の事例などが報告されるようになった。西 (1999) は、「障害のあることで生まれる様々な動きも、ひとつひとつの個性として捉える身体表現活動の特性」を活用している指導者の存在を紹介している。しかしながら、「欧米の新しい動きに比べて、日本では、障害のある人を受け入れ、活動するための芸術的・教育的・福祉的基盤は乏しく、その実現に向けての課題は量的にも質的にも多大」であると指摘した上で、個々に応じた目的・内容の設定や評価に関する視点の未整備、指導者の専門的資質に関する問題などについて論じている。

本研究は、文献調査を中心に、共生教育 (インクルーシヴ教育) に役立つダンスの可能性を探ることを目的とし、まず、インクルージョンの理念と現状を把握し、その上で、Sherrill, C. (1993) によって提唱された「アダプテッド・ダンス」という概念を取り上げ考察し、共生教育におけるアダプテッド・ダンスの可能性を提示することとす

る。

2. 共生教育 (インクルーシヴ教育) の意義

①インクルージョンの理念と特別な教育ニーズ

インクルージョン (inclusion) という概念が世界的に認知されたのは、1993年の第48回国連総会で採決された「障害者の機会均等化に関する標準規則案」および、1994年にユネスコが「特別な教育に関する世界大会」において採決した「サラマンカ宣言」からであると考えられている。厳密には、インクルージョンの意味は多様であり、使用する人により多少の差異がある。一般的には、それ以前の思想 (メインストリーミングやインテグレーション) の目指す統合教育が、まず障害のある子どもとない子どもに分け、その上で合流させようとする二元論であるのに対し、インクルージョンの唱える共生教育は、子どもは一人ひとりユニークな存在であり、一人ひとり異なっていることが当たり前であり、素晴らしいことなのだという基本理念に立って、すべての子どもを包みこむ (inclusive) 教育システムの中で、「特別な教育ニーズ (Special Needs Education)」を持つ生徒に対応すべきであるという一元論に立っていると言えるようである。

従来のように障害種別に子ども達を捉えることから、一人ひとりが持つ特別な教育ニーズに視点を置く方向へ転換するという点が重要である。特別な教育ニーズは、障害のある子どもばかりでなく、発達途上であるがゆえに多くの子どもにも必要とされるものであり、このような捉え方は、障害のある子どもの参加を可能にするだけでなく、これまで十把一絡げにされ、その中で個性が押しつぶされていた多くの子どもたちにとっても大きな意味を持つとされる。渡部 (1999) は、子ども達の「特別な教育ニーズ」が機能障害 (impairment)、能力障害 (disability)、社会的不利 (handicap) のうち、どこに起因するのかを的確に把握する必要があると指摘している。また、さらには、WHOによるこれらの障害に関する3層構造の定義自体にも新しい検討が行われ、機能障害を「身体の機能・構造」へ、能力障害を「活動の限界」へ、社会的不利を「参加の制限」へと相互作用的なモデルを示す用語で表そうとする動きが報じられている。今後は、障害の軽減や克服だけを目標にするのではなく、これらの新しい定義づけを踏まえ

てあらゆる子どものニーズを見定めた上で、適切な支援方法や条件整備が求められていくであろう。

②わが国における共生教育の動向

日本におけるインクルージョンの定義づけについては、研究者によって微妙な解釈・表現の違いが見られるが、「実現のための実践方策の必要性についての捉え方ではある程度の一致がみられる。」と考えられている(吉利他 1998)。現在、障害児の抱える特別な教育ニーズをことごとく通常学級に在籍させながら提供できるとする主張は存在するが、このような論は理念であり、現実的には、共生教育を目指して可能な限りの二分論に立った統合(インテグレーション)が推進されている状況にある。さらに、通常学級における「特別な教育ニーズ」が未だに制度化されていないために、実際には、必要な特別なケアが受けられないままに、障害児が通常の学級に混在しているケース(ダンプイング)が多いと懸念されている(清水 1999)。

一方、子ども達が団体活動を体験する最初の場である幼稚園や保育園においては、各地で障害のある子どもの受け入れ体制が整備されはじめ、インクルージョンの理念に沿った方針を打ち出す機関も見られるようになった。幼いころから共生の意識が芽生えてくる意義が認められ始め、保育制度や指導者の人数に関する問題などの課題が生じてはいるが、問題が克服されさらに発展することが期待されている。

また、社会教育においては、その理念として、地域における住民のために学習活動の機会を提供し、学習活動を通じて住民が交流を深めることによって、人づくり、地域づくりを推進すると掲げる以上、その対象から障害のある人々が疎外されることがあってはならない、という思想が行政を動かしつつある。未だ、社会参加の機会の制限や、移動における物理的な整備が保障されていないなど、受け入れ体制の不備が存在し、ソフト・ハード両面の問題克服が求められている。近年では、地域に根づいた教育の場の充実が唱えられ、文化・スポーツ活動を中心とした地域における余暇支援プログラムの実態調査(日本障害者リハビリテーション協会 1995、小林他 1999)や児童館の利用の活性化をねらった研究(是枝他 2000)などが報告されている。

世界各国の現状と比較すると、インクルーシブな社会の実現に向けて、制度改革、条件設備の確保、意識改革など問題は山積みである。しかし、日本が抱える将来の問題を考慮すれば、様々なニーズのある人々が参加できる、インクルージョンをめざす共生教育は必須である。実現する時を待つのではなく、学校でも地域でも、日々、子ども達が生きている様々な人間関係の中で、まず、いまできることから実践していかなければならな

いであろう。

3. アダプテッド・ダンスの概念

①アダプト(adapt)するということ

「アダプテッド・ダンス(adapted dance)」という用語は、米国の体育教育において、様々な子ども達と「共に学ぶ」試みの中で、ダンスの特性に焦点をあてたアプローチとして提唱されたものである(Sherrill 1993)。「adapt」という語は、新しいニーズに応じて適合できるように、調節したり、順応させたりすることを意味している。

今回の調査において、宮原(1995)が「適合ダンス」として紹介していた文献以外に、国内でアダプテッド・ダンスという名称を用いている活動報告や研究を見つけることができなかったが、スポーツに関しては、既に「アダプテッド・スポーツ」という語が用いられている(矢部 1997)。そこで、まず、アダプテッド・スポーツの内容から、アダプテッド・ダンスの概念を探りたい。

②アダプテッド・スポーツの現状

障害のある人々にとっても、スポーツ活動は重要な意義を担っている。わが国では、障害のある児童・生徒に対する体育教育は古くから発展し、1964年のパラリンピック東京大会を契機にして、障害のある人々のスポーツ参加が盛んになったと考えられている。また、現在では、障害者スポーツ協会がすべての障害のある人々のスポーツ新興に努めている。しかしながら、実際のところは、日常的にスポーツを楽しんでいる人は少ないこと、施設やその利用度に地域差があること、また、重度障害者が大切にされにくい現状であることなどの問題点が指摘されるようになった。そこで、障害者スポーツの発展、また、平等な機会の確保のために注目されたのが「アダプテッド・スポーツ」という考え方である。今日では国際的に障害者という言葉自体を使わない傾向もあることから、障害のある人が参加するスポーツを総称して用いられることもある。

アダプテッド・スポーツは、障害のある人がスポーツを楽しむためには、その人を取り巻く人々や環境すべてを包括したシステムづくりこそが大切であるという考え方に基づくものである。つまり、インクルージョンを目指した基本的な理念に沿って、どのような障害があっても何らかの工夫をこらすことによって、すべての人はスポーツに参加できるようになると考えている。例えば、高さの違う二対のゴールを使った重度障害者の車いすツイン・バスケットボール、あるいはツー・バウンドで打つ車いすテニスなどが既に行われている工夫である。さらに健常者と一緒になって競技するスポーツとしては、伴走者とロープを握り合って走る盲人マラソンがある。ルールや用具を

障害の種類や程度に適合 (adapt) させることによって、障害のある人はもちろんのこと、幼児から高齢者、体力の低い人など、あらゆる人々がスポーツに参加することが可能となる。

このようなアダプテッド・スポーツの概念に従って考えると、アダプテッド・ダンスは、「様々な理由からこれまでの通常のダンスの設定において快感や満足感を得て活動することができなかった人々をも含んだあらゆる人々が、共に楽しんで参加することのできるダンス」であると捉えることができる。既に国内で行われているスポーツ活動にも、車椅子ダンス¹やエアロビクス²などアダプテッド・ダンスの要素が含まれるものがある。

③アダプテッド・ダンスとダンスセラピー

次に、宮原 (1995) の「障害を持つ人々や高齢者を対象とする体育や特殊教育の場に心理療法であるダンスセラピーを実施するのは適当ではない」という意見に注目してダンスセラピーとの比較においてアダプテッド・ダンスの概念を整理したい。

英米におけるダンスセラピーは、基本的には治療のために処方される心理療法の一種であると捉えられており、セラピストの資格制度が整備されているため、正式に登録されたダンスセラピストが行う活動のみがダンスセラピーと称されている。一方、ダンス教育の専門家や舞踊家などセラピストとして認定されていない者が障害のある人々と一緒に、治療的な目的でダンスを利用することがあっても、彼らは、倫理的な判断からダンスセラピーという用語を使用しない。アダプテッド・ダンスは、教育的・芸術的・余暇的活動であり、結果として、治療的な役割を果たすことがあっても、その活動をセラピー (療法) とは呼ばない。

ここで、日本のダンスセラピーの現状をみると、未だ開拓期にあると判断され、心理療法としての専門性やセラピストの資格認定制度が確立し始めたところである。しかし、その反面、ダンスセラピーという名称が比較的広義で捉えられており、心身の健康のためにダンスの要素を用いる活動全般を含んでいる。そのような活動が、病院や福祉施設、デイケア等における療法的な活用の他、教育的・芸術的・余暇的活動として学校や地域において施行されている。欧米におけるダンスセラピーの発展過程から判断すると発展途上の段階にあると言われるが、日本におけるダンスセラピーの広がり、アダプテッド・ダンスの概念にも通じているのではないだろうか。

また、使用するダンスの種類に着目すると、アダプテッド・ダンスもダンスセラピーも、クリエイティブダンスが活動の中心となる点は一致している。即興的な展開の中で、身体の動きを通して感情を映し出す創造的表現活動を行うものである。

しかし、アダプテッド・ダンスにおいては、さらに加えて、振り付けやテクニックに工夫を加えることにより社交ダンス、フォークダンス、バレエ、リズムダンスなど、振り付けられた「型のあるダンス」を取り込むことが可能であると考えられている。国内でも、障害のある子ども達を対象にしたダンス活動において、「型のないダンス」と「型のあるダンス」の併用が実践されており、両タイプの特性を活かしたねらいの設定が既にまとめられている (松原 2001)。

4. 共生教育に活かしたいアダプテッド・ダンスの可能性

①スポーツとアートの両面性

アダプテッド・ダンスは、その概念の基本がアダプテッド・スポーツに通じていることから、障害のある人々が参加できる活動としてのスポーツが担っている役割と同様の可能性を持つ。すなわち、体力・運動能力の向上による活動性の向上、自信の獲得や意欲の向上など精神面の活性化、コミュニケーション機会の増大による仲間の獲得などが挙げられると同時に、それらが相互に関連し合いながら社会性を向上させ、スポーツの継続がさらにその効果をスパイラル的に向上させていくと考えられる。

一方、ダンスはアート (芸術) としての側面も持ち、アダプテッド・ダンスにおいても絵画・版画・書道・陶芸・音楽などの創造的自己表現活動と同様に、アートの力の活用を期待することができる。芸術に携わる能力は、障害の有無にかかわらず等しく与えられていると考えられ、喜びや自己能力発揮の達成感を経験し、社会参加の手段としても効果的であることが認識されつつある。³

このようなアートの可能性は、決して障害のある人々に役立つだけのものではない。栗原 (1999) は、「障害者に癒しを」という言い方は「傲慢で権力的な言説」であると指摘し、障害のある人々のアートを見た人の方に、元気が出たとか、励まされたという人が多いことを伝えている。すなわち、障害のある人々を包み込む芸術運動は、それにふれる人々の癒しとなり多元共生型のインクルーシブな文化を創造すると考えられる。

アダプテッド・ダンスは、すでに共生教育の重要な分野として認識されているスポーツとアートの両方に属することができ、それぞれの特性を活かし融合することによって多くの選択肢が生まれ、あらゆるニーズに、より身近な機会を提供しつづける可能性を持っている。

②構成要素の多様性

用具を使用するスポーツの場合は、どうしてもその用具に制限を受けることになるため、アダプテッド・スポーツでは、用具に身体を合わせるの

ではなく、用具を工夫する方法によって展開される。ところが、ダンスは用具を使わなくても充分発展することができる。身体さえあれば、リズムやテンポ・動きの質・人や空間との関係など様々な構成要素を組み合わせることができる。日常にありふれたものが、ダンスの多様性をさらに活かすための小道具となり、施設に埋もれている用具を創造的な世界に見立てて、自主的に動きたくなる環境を設定することもできる。また、音楽や美術など他分野の活動とのコラボレーションがさらに発展的で複合的なアダプテッド・ダンスの発展に通じるであろう。

施設や設備のバリアフリー化が充分ではない現状で、その必要性を訴えながらも完備されるのを待つばかりはいられない。アダプテッド・ダンスでは、ダンスの多種多様な特性を活かして、いまでることから創造的にインクルーシヴ教育を展開していくことが可能である。

③コミュニケーションとしてのダンスの可能性

身体が受け取った外からの情報によって、身体に起きた変化に目を向け、それを基に意思決定し行動するといったコミュニケーションがダンスの根底にある。伝達したり、共感したり、協同したりするダンスの活動においては、常に、他者や外界を感じ受け止め、それに反応している。また、外部からの刺激に対して起こった自分自身の変化についても、自覚し反応する。アダプテッド・ダンスにおいては、このようなダンスの特性を活かして、物とのかかわり、他者とのかかわりを日常的・言語的コミュニケーションの枠組を超えてアレンジし、より多くのコミュニケーションの機会を提供することが可能である。新しいコミュニケーションを通して、自分自身と仲間の新しい個性を見出すことができる。身体を通した表現を互いに伝え合う過程において、心身の不自由さを「障害」ではなくひとつひとつの個性として認め合うことは、まさに、インクルージョンの理念に重なる取り組みである。

コミュニティ・アートが発達したイギリスでは、コミュニティ・ダンス⁴として、障害のある人々が参加したダンスパフォーマンスグループが、公演活動やワークショップを行っている。日本では、コミュニティ・ダンスという名称はイギリスほど普及していないが、障害のある人々が参加するパフォーマンス団体は既に存在し、舞台発表を目指して共に創る過程から活動を展開しており、アートとしてのダンスの役割を確認するとともに、コミュニケーションとしてのダンスの可能性を追及している活動と考えることができる。

インクルージョンは、あらゆる人々が最も制限の少ない環境において、交流や相互理解を大切にするという価値観の問題である。そう考えると、

コミュニケーションを促進し、安全な人間関係が保障される場を提供することができるアダプテッド・ダンスでは、共生社会の縮図の体験を提供していくと捉えることができるであろう。

5. まとめ

共生の時代を迎えインクルージョンに向けて、アダプテッドな身体教育はさらに発展を続けるに違いない (Houston-Wilson & Lieberman 1999)。アダプテッド・スポーツにおいては、これまで障害児や高齢者の身体機能訓練に携わってきた理学療法士が、体育教師に対して、動きを適切に利用するための治療的視点を与え、逆に、体育教師はスポーツの教育的・余暇的価値を示すことにより、相乗効果が期待できるとし、両者の協力体制の強化が推奨されている (Kasser, Collie & Solava 1997)。上述のように定義や活動の内容において違いが生じるものの、米国のダンスセラピーの理論には、アダプテッド・ダンスに役立つ要素が含まれおり、ダンスセラピストが、障害児を対象とした学校体育の授業において、特に、動きの観察・分析法、空間の使用法、小道具・遊具の活用法などの視点から、専門的なアドバイスをを行い、協力的役割を果たすこともある (Sherrill 1993)。日本におけるアダプテッド・ダンスの理論や方法論の発展においても、このように関連する各分野の相互協力が必須であると考えられる。

また、既に国内で実践されているダンスの特性を活かした取り組みには、アダプテッド・ダンスの要素を含むものが多様な活動形態で実在すると思われるが、それぞれが独自の枠組みのみにこだわった議論を続ける限り混沌とした状態からは抜けきらないであろう。むしろ、様々な可能性を持った人々がダンスの力を活かして共生できる社会を実現するために、関連する分野に携わる者達が連携を持ち、それぞれの活動報告を通して、アダプテッド・ダンスの包括的な理論とモデルを確認し、その上で、直面する人と場に最も適した方法を折衷主義的に確立していくことが望まれるのではないだろうか。今後、実践的な研究を加え、さらに考察を深めたい。

[註]

1. 車椅子ダンスはパラリンピック公式種目となりさらに注目度が増したが、競技ダンスを目指す「日本車いすダンススポーツ連盟」とは別に、パーティーで社交ダンスを楽しむことを活動の目的とする「車椅子社交ダンス普及会」が存在し、連盟の倍以上の会員を持つ。現在、インストラクター養成制度も整い、車椅子使用者がいつでも社交ダンスを楽しむ環境が近づいている。

2. 飯塚・井上 (1992) は、障害者の地域レクレーション活動への参加を促進するための要因として、エアロビクスが持つ「集団の場で行う個人スポーツであること」、「勝敗を競うスポーツではないこと」、「参加者個人の“楽しみ”が優先されること」などの特性が影響していたと考察している。また、知的障害のある成人を対象としたエアロビクスダンスにおいて、参加者の心肺持久力の向上を示す生理学的データが報告されている (Cluphf, D. & Vanin, S 2001)。国内でも既に「アダプテッド・エアロビック」という呼称を用いて、障害のある人達を含んだ活動をステージで発表する催しも見られるようになってきている。
3. 「エイブル・アート・ムーブメント (可能性の芸術運動)」を提唱し、各地で展覧会やワークショップなどを開催している「エイブル・アート・ジャパン」(1994年「日本障害者芸術文化協会」として設立。2000年6月名称変更) は、美術館など文化施設のバリアフリー化や障害のある人達の芸術作品に関する著作権等の整備・保護のための調査研究及びガイドライン策定事業を行っている。
4. コミュニティ・アートの流れにおいて、特に、ダンスのパフォーマンスやワークショップなどを活動の中心に置くものを「コミュニティ・ダンス」と呼ぶことができる。イギリスにおけるコミュニティ・ダンスは、イギリスの芸術活動を振興するための最大の組織とされる「Arts Council」が、それまで劇場を拠点に活動していたダンスカンパニーに対して教育的プログラムを推進するように支援を行ったのをきっかけに、1970年代中頃に始まったとされる。1980年代中頃からは、障害のある子どもを対象とする活動や病院での活動へも広がりを見せ、指導者の育成も始まり発展した。現在、コミュニティ・ダンスとは、学校教育以外の公共におけるダンス活動全般を指すと考えられる。今後、障害のある人々や高齢者を含む幅広い活動として、教育・医療分野とのさらなる連携が期待されており、また、学校教育と地域との連携を高めることにより、地域活動を軸とした教育プログラムの確立も望まれている (Green 2000)。

<主要参考引用文献>

- 1) Clidhf, D. and Vanin, S. (2001) Effects of Aerobic Dance on the Cardiovascular Endurance of Adults With Intellectual Disabilities. *ADAPTED PHYSICAL ACTIVITY QUARTERY*. (18) pp.60-71.
- 2) Graves, M. A. & Townsend J. S. (2000) Applying the Sport Education Curriculum Model to Dance. *Journal of Physical Education, recreation & Dance*. 71 (8) pp.50-54.
- 3) Green, Jill (2000) Summer Dance Connections A Community-Based Education Program. *Journal of Physical Education, recreation & Dance*. 71 (4) pp.29-31.
- 4) 堀正嗣 (1998) 『障害児教育とノーマライゼーション:「共に生きる教育」をもとめて』 明石書店.
- 5) Houston-Wilson, C. & Lieberman, L. J. (1999) The individualized education program in physical education: A guide for regular physical educators. *Journal of Physical Education, recreation & Dance*. 70 (3) pp.60-64.
- 6) 飯塚暁子・井上雅彦 (1992) 「自閉症者の地域におけるレクレーション活動参加に関する検討—エアロビクス教室の実践を通して—」 自閉症児教育研究 (15) pp.50-60.
- 7) Kasser, S. L. / Collier, D. & Solava, D. G. (1997) Sport Skills for Students with Disabilities: A Collaborative Effort. *Journal of Physical Education, recreation & Dance*. 68 (1) pp.50-54.
- 8) 小林芳文 他 (1999) 「障害児との共生のための教育・福祉活動に関する調査研究—家庭・学校・地域の連携をめざして—」 平成10年度調査研究報告書・伊藤忠記念財団.
- 9) 是枝喜代治 他 (2000) 「児童館における健常児と障害児の教育福祉に関する調査」 児童研究 (79) pp.11-21.
- 10) Kowalski, Ellen M. (2000) Chapter 23. Rhythm and Dance. Winnick, Joseph P. (Eds.) *Adapted Physical Education and Sport Human Kinetics*.
- 11) 栗原彬 (1999) 「現代社会における受苦と癒しの構造—エイブル・アートの意味—」 芸術とヘルスケアのハンドブック編集委員会編 『アートフル・アドボカシー 生命の、美の、優しさの回復 芸術とヘルスケアのハンドブック』 pp.176-181.
- 12) Levy, Fried & Leventhal (Eds.) (1995) *Dance and Other Expressive Art Therapies when Words are Not Enough*. New York: ROUTLEDGE.
- 13) 松原豊 (2001) 「3ダンス」 後藤邦夫監修『バリアフリーをめざす体育授業』 杏林書院. pp.90-97.
- 14) 宮原資英 (1995) 「アダプテッドダンスのすすめ」 体育科教育 (1) pp.56-59.

- 15) 日本障害者リハビリテーション協会 (1995)
「障害者文化芸術振興に関する実証的研究事業報告書 平成6年度」.
- 16) 西洋子 (1999)「障害のある人々を対象とする身体表現活動の指導の現状と課題」舞踊学 (22) pp.57-65.
- 17) Rizzo, T. L. & Lavay, B. (2000) Inclusion: Why the Confusion? *Journal of Physical Education, recreation & Dance*. 71 (4) pp.32-36.
- 18) 精神障害者の芸術文化活動に関する調査研究委員会 (2001)『『精神障害のある人たちの表現活動に関するアンケート』集計報告』エイブル・アート・ジャパン.
- 19) Sherrill, Claudine (1993) Chapter 16. Adapted Dance and Dance Therapy. *Adapted Physical Activity, Recreation And Sport: Cross Disciplinary and Life span 4th Ed* Madison, Brown & Benchmark Publishers.
- 20) 清水貞夫 編 (1999)「障害児教育方法の軌跡と課題」転換期の障害児教育編集委員会『講座転換期の障害児教育: 5』三友社出版.
- 21) 渡部昭男 (1999)「特別なニーズ教育と学校改革の課題」高橋・渡部 編『講座転換期の障害児教育: 1 特別なニーズ教育と学校改革: 歴史と今日の問題』pp.321-341, 三友社出版.
- 22) 矢部京之助 (1997)「アダプテッド・スポーツの提言」ノーマライゼーション 障害者の福祉 (17) pp.17-19.
- 23) 吉利宗久・藤井聰尚 (1998): わが国におけるアメリカのインクルージョン研究-その視点と動向-. 岡山大学教育学部研究集録(109) pp.29-37.